



# りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 5 月 25 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【シンガポール駐在員事務所】

## 「マレーシア外国為替管理規制の緩和」

5月18日、マレーシア中央銀行バンク・ネガラ(BNM)は、マレーシアにおけるビジネス環境の改善及びマレーシアの競争力強化の一環としてマレーシア国内企業の対外直接投資、グループ間融資、貿易金融に関する外国為替管理規制の緩和を発表した。具体的には、下記の通りに緩和され、2011年6月1日より適用される。

- A) 国内企業の対外直接投資を後押しするため、リンギ建て国内借入れがある企業は、外貨変換による対外直接投資の年間5,000万リンギの上限規制を撤廃。
- B) 企業グループ内での資金管理の効率化、資金調達の円滑化促進のため、国内外の関係会社(親・子・兄弟会社)から、リンギ及び外貨建てで借入れを行うことを無制限にできる。
- C) 国外からの外貨建て貿易金融について、5百万リンギ相当額の上限規制を撤廃する。ただし、国外からの外貨建てで借入れできる金額(貿易金融を含む)を、企業で1億リンギ相当額、個人で1,000万リンギ相当額までの枠を維持する。

規制緩和比較表:

(1リンギ=約27円)

	現 行	改 定 後
外貨建て資産への投資	リンギ建て国内借入れがない企業の場合、無制限	変更なし
	リンギ建て国内借入れがある企業には、 ・ 国内外に保有する外貨資金を用いる場合、無制限 ・ 国内外の市場に新規株式公開で調達した資金を用いる場合、無制限 ・ 認可された外貨建て借入限度額まで ・ リンギから外貨に転換する場合、1企業グループで年間5,000万リンギまで	・ 変更なし ・ 変更なし ・ 変更なし ・ <b>無制限</b>
リンギまたは外貨の借入れ	リンギ建て借入れについて ・ <b>国外</b> にある <b>親会社</b> からの場合、無制限  ・ <b>国外</b> にある <b>親会社以外</b> の企業(金融機関を除く)または個人からの場合、1百万リンギまで	・ <b>国外</b> にある <b>グループ会社</b> (親・子・兄弟会社)からの借入れは、 <b>無制限</b> ・ <b>国外</b> にある <b>グループ会社以外</b> の企業(金融機関を除く)または個人からの場合、 <b>1百万リンギ</b> まで
	外貨建て借入れについて ・ <b>国外</b> にある <b>グループ会社</b> (親・子・兄弟会社)からの場合、無制限 ・ <b>国外</b> にある <b>グループ会社以外</b> の企業からの場合、1億リンギ相当額 ・ <b>国内</b> にある <b>親・子会社</b> からの場合、無制限	・ 変更なし ・ 変更なし ・ <b>国内</b> にある <b>グループ会社</b> (親・子・兄弟会社)からの借入れは、 <b>無制限</b>
外貨建て貿易金融	国外からの外貨建て貿易金融の上限枠は、5百万リンギ相当額まで。ただし、貿易金融は、外貨建て借入れ上限1億リンギ相当額の内枠となる。 (※) 即ち、上限の5百万リンギの貿易金融を利用した場合、外貨建て借入れの上限額は9,500万リンギしか利用できません。	<b>5百万リンギ相当額の上限額を撤廃。ただし、国外からの外貨建て借入れ(貿易金融を含む)の上限は、企業で1億リンギ相当額、個人で1,000万リンギ相当額までの枠を維持。</b> (※) 即ち、企業が2,000万リンギの貿易金融を利用した場合、外貨建て借入れの上限額は8,000万リンギとなります。

以上

【出所: “Liberalisation on direct investment abroad, inter-company loans and trade financing” BNM、新聞記事】  
照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。  
\* 禁断転載